

平成22年度

# うつくしま地球支援助成事業

## 応募要項

地域に暮らす外国出身の方々と共に  
生きる多文化共生の社会づくりを目的と  
した事業に助成します。



### 助成額

1事業につき5万円～30万円

### 募集期間

平成22年4月14日～5月14日(必着)

(財)福島県国際交流協会

## 1. 助成の趣旨

財団法人福島県国際交流協会は、県民の皆さんが、自ら企画・運営して実施する『**地域に暮らす外国出身の方々と共に生きる(多文化共生の)社会づくりを目的とした非営利事業**』に対して助成金を交付することで、県民レベルの多文化共生の地域社会づくりを推進します。

### 事業例

- 町内会行事やゴミの出し方など地元案内リーフレットを多言語で作成し配布する。
- 地域の外国出身者と地域住民と一緒に防災訓練を行う。
- 地域の外国出身者の人たちと一緒に企画しながら、住みやすい地域づくりのための催しを開催する。
- 外国出身者にもやさしい町づくりのためのフィールドワークを実施する。
- 外国出身の子どもたちの居場所づくりのための事業を実施する。
- 外国出身の子どもたちと地域の子どもたちの交流会を実施する。
- 外国出身者との共生をテーマにしたセミナーや講座を実施する。

※主として文化・芸術交流事業で、多文化共生の社会づくりと関係性の薄い事業は、助成の採択可能性が低くなりますのでご注意ください。

## 2. 申請団体の要件

下記の要件をすべて満たす非営利の団体です。法人格の有無は問いません。

- (1) 団体の所在地が県内であること。
- (2) 1年以上の活動実績があり、かつ継続して国際交流・国際協力活動を行う意思があること。
- (3) 目的、組織、代表者などの団体運営に必要な事項を定めた会則等があること。

## 3. 対象事業の要件

助成趣旨と合致し、かつ下記の要件をすべて満たす事業です。

- (1) 申請団体が主催し、企画、運営、実施を行う事業であること。
- (2) 実施場所が県内であること。
- (3) 事業総額が10万円以上であること。ただし、事業総額の20%以上は自己資金(団体運営費、参加費など)が入っていること。
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月末日までの間に実施し完了する事業であること。
- (5) 平成23年1月下旬～2月上旬開催予定の報告会で報告できる内容のある事業であること。
- (6) 他団体からの寄付や助成、補助を受けていない事業であること。

## 4. 対象とならない事業

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治活動又は宗教活動に関する事業
- (3) 法令に抵触し又は公序良俗に反する事業
- (4) その他、主たる活動内容が下記である事業
  - 寄付金集め
  - 物品の贈与
  - 学術振興
  - 観光、留学、語学研修

## 5. 助成額

- (1) 助成金は、5万円～30万円(1万円単位)です。
- (2) 助成率は、審査結果に応じて助成対象経費の50%～100%です。
- (3) 助成金対象経費は、講師旅費・謝金、会場費、印刷費、通信費、消耗品等の直接経費です。
- (4) 助成金は、事業完了後30日以内に実績報告書を提出していただき、その内容を審査した後に、精算払いいたします。ただし3月に実施する事業については、事業完了後15日以内に提出してください。

## 6. 助成対象とならない経費

- (1) 事業とは関係なく、団体運営のための人件費、消耗品費、通信費、備品費などの経常経費
- (2) 事業実施に関わる経費のうち、
  - 飲食費
  - スタッフの人件費、旅費
  - 助成団体内部へ環流する謝金や会場費等の経費
  - 海外渡航経費
  - その他参加者が負担すべき旅費

## 7. 審査基準

- (1) 事業の公益性・社会性  
申請事業が、十分な公益性・社会性を有したものであるか。
- (2) 事業の適正性  
申請事業が、助成趣旨と合致しているか。事業予算の設定が過大なものではないか。
- (3) 事業の必要性  
地域の課題、ニーズを的確に把握しているか。
- (4) 事業の実現性  
申請事業の実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられているか。
- (5) 事業の成果目標  
申請事業の実施を通じて、地域の課題がどう解決、改善されるのかという成果目標が明確に認識されているか。

## 8. 審査日程

5月下旬 申請書類による一次審査の結果通知

6月上～中旬 審査委員会での申請書類および面接による二次審査

二次審査の結果通知

なお採否の理由等についての問い合わせには、一切応じられませんのでご了承ください。

## 9. 助成決定団体の義務

- (1) 助成事業の実施に関わる看板、ポスター、その他の印刷物に『(財)福島県国際交流協会助成事業』と明記してください。
- (2) 平成23年1月下旬～2月上旬開催予定の報告会に出席して助成事業について報告してください。

## 10. 応募について

申請書を当協会ホームページ(<http://www.worldvillage.org/>)からダウンロードし、ワード(一太郎も可)

等で2枚以内に収まるように作成し、添付書類を付して、郵送または持参で提出してください。なお郵送の場合は、確認のため郵送した旨をご連絡ください。

(1) 添付資料は次のとおりです。

- ① 団体の会則、役員名簿、総会資料等概要がわかる書類を添付してください。ただし、当協会のホームページダイレクトリー掲載団体は不要です。
- ② 一項目が5万円以上の経費については、見積書のコピーを添付してください。

(2) 提出された申請書類・添付書類は返却いたしませんのでご了承ください。

(3) 皆様からの申請内容を正確に審査するため、以下のような申請書は受付をしませんので十分ご留意ください。

- 手書きのもの
- 記入漏れがあるもの
- 添付資料の提出ができないもの
- その他、収支予算の合計額が合わない等、書類に不備があるもの

## 11. 提出締め切り日

平成22年5月14日(金) 必着

## 12. 事業情報の公開及び個人情報の取り扱い

- (1) 助成金交付が決定した事業については、事業名、団体名、交付額を当協会ホームページ等に掲載します。
- (2) 採否審査、事業評価のため、申請書及び添付書類を外部有識者等に提供することがあります。
- (3) 当協会は、「財団法人福島県国際交流協会の個人情報の保護に関する規程」に基づき、個人情報を取り扱う際には適正な収集・利用・管理を行います。

## 13. その他

- (1) 助成が決定した事業については、随時その進捗状況についてヒアリングをさせていただくことがあります。
- (2) 助成が決定した団体には、当協会への団体賛助会員入会と当協会ホームページ上で公開している民間団体リストへの掲載へのご協力をお願いしております。

### お問い合わせ・申請書類提出先

〒960-8103 福島市舟場町2番1号 福島県庁舟場町分館2階  
財団法人福島県国際交流協会

TEL:024-524-1315 FAX:024-521-8308

E-mail:info@worldvillage.org URL: <http://www.worldvillage.org/>